

【資料 11】

彦根市のごみ等処理関連施策の経過

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
昭和 52 年 6 月 (1977 年)	ごみ焼却施設竣工 (90t/日[30t/日×3基])	
昭和 54 年 9 月 (1979 年)	粗大ごみ処理施設竣工(50t/日)	
昭和 59 年 8 月 (1984 年)	使用済乾電池分別収集開始	
昭和 61 年 10 月 (1986 年)	燃やせるごみの指定紙袋制度導入 生ごみ処理容器購入補助開始	
昭和 62 年 1 月 (1987 年)	ごみ集積所設置補助開始	
昭和 63 年 3 月 (1988 年) 4 月	プラスチックごみ減容処理施設竣工 缶・金属類、びん類の分別収集開始 —この段階で 7 種分別収集が確立—	
平成元年 4 月 (1989 年)	簡易焼却炉購入補助開始	
平成 2 年 4 月 (1990 年) 12 月	古紙、古布再資源化奨励制度実施 牛乳パック回収運動の支援 びん選別施設設置(8t/日)	平成 3 年 4 月 資源の有効な利用の促進に関する法律施行
平成 4 年 10 月 (1992 年)	焼却灰の大阪湾広域臨海環境センターへの 搬入開始 彦根市廃棄物減量等推進審議会条例制定	11 月 環境基本法制定
平成 6 年 3 月 (1994 年)	第 1 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申 (ごみ処理基本方針)	
平成 7 年 3 月 (1995 年)	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定	12 月 容器包装にかかる分別 収集および再商品化の 促進等に関する法律施 行(容器包装リサイクル 法)
平成 8 年 5 月 (1996 年)	第 1 期彦根市分別収集計画策定	

【資料 11】

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
平成 9 年 9 月 (1997 年)	缶選別圧縮装置導入(4.9t/日)	
平成 10 年 8 月 (1998 年) 9 月	彦根・犬上広域廃棄物投棄場(日夏投棄場)埋立終了 彦根・犬上広域廃棄物投棄場(中山投棄場)供用開始 ペットボトル回収機モデル設置(2機)	6 月 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行
平成 11 年 1 月 (1999 年)	簡易焼却炉購入に対する補助金制度廃止 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 彦根市環境基本条例制定 ペットボトル回収機 5 機増設 第 2 期彦根市分別収集計画策定 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申	7 月 ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成 12 年 1 月 (2000 年) 3 月 4 月	ダイオキシン類環境調査実施 一般廃棄物処理基本計画の策定 ペットボトル拠点回収開始 —この段階で 8 種分別収集が確立—	6 月 循環社会形成推進基本法成立 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行(食品リサイクル法)
平成 13 年 3 月 (2001 年) 4 月 7 月	彦根市環境基本計画および地域行動計画策定 ごみ焼却施設排ガス高度処理施設改良工事完成 粗大ごみ戸別収集開始 ペットボトル圧縮梱包施設設置	4 月 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行 7 月 廃棄物減量等基本方針
平成 14 年 1 月 (2002 年) 5 月 10 月	粗大ごみ 2 次選別設備(アルミ選別等)増設 第 3 期彦根市分別収集計画策定 半透明プラスチック製指定袋導入(可燃・プラ・その他)	7 月 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行
平成 15 年 10 月 (2003 年)	容器包装プラスチック再資源化開始	
平成 17 年 5 月 (2005 年)	第 4 期彦根市分別収集計画策定	

【資料 11】

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
平成 18 年 3 月 (2006 年)	彦根市環境基本計画および地域行動計画改定	
平成 19 年 6 月 (2007 年)	第 5 期彦根市分別収集計画策定	
7 月	第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置	
10 月	廃食用油拠点回収開始	
平成 20 年 7 月 (2008 年)	第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会最終答申	
平成 21 年 4 月 (2009 年)	ごみ等の名称変更(汚れた容器包装プラスチックを燃やすごみへ区分変更) —この段階で、10 種分別が確立—	
10 月	古紙、衣類等行政回収開始	
平成 22 年 6 月 (2010 年)	第 6 期彦根市分別収集計画策定 清掃センター施設内ごみ等搬入ルートの変更	
平成 23 年 12 月	第 4 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置	
平成 24 年 11 月	第 4 期彦根市廃棄物減量等推進審議会最終答申	
平成 25 年 3 月 (2013 年)	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定	4 月
4 月	市内大手 8 事業者においてレジ袋の有料化を開始	使用済小型電子機器
6 月	第 7 期彦根市分別収集計画策定	等の再資源化の促進 に関する法律(小型 家電リサイクル法)
平成 26 年 4 月 (2014 年)	粗大ごみ搬入における無料枠の廃止(ごみ処理手数料の改定) <ul style="list-style-type: none"> ・100kg まで無料 40kg まで 100 円 ・100kg を超える場合 ⇒ 40kg を超える場合 20kg までごとに 400 円 20kg までごとに <li style="text-align: right;">400 円 小型家電の分別回収を開始	
8 月	第 5 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置	
9 月	第 5 期より彦根市廃棄物減量等推進審議会を毎年開催とし、彦根市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について、毎年評価を実施することとした。 一般廃棄物収集運搬許可業者に対する搬入物検査を強化	

【資料 11】

時 期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
平成 27 年 4 月 (2015 年)	生活環境課内にごみ減量・資源化推進室を設置 草木・剪定枝の資源化を開始 焼却灰の一部資源化を開始	
8 月	ごみ処理手数料の改定 家庭系一般廃棄物 ・燃やすごみ 改定前 ⇒ 改定後 40kg を超える重量 20kg までごとに 240 円 300 円 事業系一般廃棄物 ・燃やすごみ 20kg までごとに 260 円 340 円 特別収集証紙 1 袋 10kg までごとに 240 円 300 円 ・粗大ごみ 20kg までごとに 400 円 440 円	
	9 月 清掃センター搬入時の身分証明確認の開始 10 月 使用済蛍光管の分別回収を開始 —この段階で、現在の 11 種分別が確立—	
平成 28 年 2 月 (2016 年)	清掃センター搬入路変更	
3 月	彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場埋立終了	
6 月	第 8 期彦根市分別収集計画策定 指定専用袋(ごみ袋)の販売種類や素材等の規格 を変更 ・燃やすごみ指定専用袋へ 40 リットル袋の追加 ・容器包装プラスチック指定専用袋の素材を透明な 素材へ変更	
10 月	第 6 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置	